

調査に関する Q & A

健康保険被保険者被扶養者調査について、Q & A形式にまとめましたので、手続きの参考にご活用ください。

※ 調査対象外の内容についても記載されています。

ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合

目 次

調査表

- Q 1 なぜ調査を行うのですか。 _____ 3
- Q 2 今回の調査の対象者について教えてください。 _____ 3

認定基準

- Q 1 健康保険の被扶養者となる親族の範囲を教えてください。 _____ 3
- Q 2 「収入」にはどのようなものが含まれますか。 _____ 3
- Q 3 配偶者が短期契約でパートを始めました。引き続き被扶養者に該当しますか。 _____ 4
- Q 4 失業保険を受給する場合、削除となる基本手当日額はいくらですか。
また削除日はいつですか。 _____ 4
- Q 5 公的年金（老齢・障害・遺族）や企業年金を受給している場合、
扶養から削除となるのはいつですか。 _____ 4
- Q 6 別居をしている被扶養者への生活費の手渡しは認められないとありますが、
やむを得ず手渡しで行っている場合は、被扶養者として認定できないのでしょうか。 _____ 4
- Q 7 自営業の場合、対象となる収入の範囲を教えてください。 _____ 4
- Q 8 調査表の提出にあたり、被扶養者に該当しないとわかりました。
どのような手続きが必要ですか。 _____ 5

添付書類

- Q 1 添付書類は、全て原本が必要でしょうか。 _____ 5
- Q 2 現在、無職なのですが、添付書類は必要ですか。 _____ 6
- Q 3 学生でアルバイトをしている場合は、なぜ給与明細書が必要なのですか。 _____ 6
- Q 4 就職したばかりで、給与明細書（直近3か月分）を用意することができません。
どうすればよいですか。 _____ 6
- Q 5 被扶養者名義の通帳を預かり、入金しているため、通帳に被保険者名が記載されて
いませんが、証明書類となりますか。 _____ 6
- Q 6 手渡しや被扶養者名義の通帳を預かり入金し、送金の事実を証明できない方法により
行っていましたが、1～2か月前から振込により送金を証明できる方法で送金しています。
そのため3か月分の証明書類を用意できない場合は、どうすればよいですか。 _____ 6
- Q 7 送金に関する証明書類（銀行の振込明細書・通帳のコピー等）が3か月分とありますが
1か月分を紛失してしまった場合は、どうすればよいですか。 _____ 6
- Q 8 送金は不定期ですが、大学の授業料や家賃等の費用を支払っています。
それらがわかる書類を添付すれば、証明書類となりますか。 _____ 6

- Q 9 単身赴任をしています、送金に関する証明書は必要ですか。 _____ 7
- Q 1 0 添付書類を取得するには時間がかかります。調査表だけ提出し、添付書類は
後日提出してもよいですか。 _____ 7

その他

- Q 1 調査の結果は本人に連絡されますか。また、連絡はいつ頃になりますか。 _____ 7
- Q 2 遡って削除された場合、どのような影響がありますか。 _____ 7
- Q 3 被扶養者の削除の手続きをしていなかったのですが、どうしたらよいですか。 _____ 7
- Q 4 今回の調査で被保険者証は更新されますか。 _____ 7
- Q 5 被扶養者が就職して別の健康保険に加入していましたが、届出を忘れていました。
被保険者証は使っていないので、届出は遅くなっても構いませんか。 _____ 8
- Q 6 調査表を毀損・紛失した場合は、再発行してもらえますか。 _____ 8

調査表（全般）

Q 1 なぜ調査を行うのですか。

- A 皆様が納めている保険料で、被扶養者を含めた医療費や給付金をまかなっています。
そのため被扶養者については、引き続き認定基準に該当している方であるかの確認を行います。
この確認は医療費等の負担軽減につながり、健康保険組合の財政の健全化となりますので、
ご理解とご協力をお願いします。

（参考）健康保険法施行規則 第 50 条

厚生労働省保険局長通知 保発第 1029004 号

厚生労働省保健局保険課長通知 保発第 1029005 号

Q 2 今回の調査の対象者について教えてください。

- A マイナンバー制度を利用しても収入等調査に必要な情報が確認できない方が調査の対象となります。

認 定 基 準

Q 1 健康保険の被扶養者となる親族の範囲を教えてください。

- A 被扶養者となる親族の範囲は以下のとおりです。
- 1 被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係含む）、子、孫及び兄弟姉妹（被保険者が生計維持）
 - 2 被保険者の三親等内の親族（被保険者と同一世帯で、被保険者が生計維持）
 - 3 内縁関係の配偶者の父母及び子（被保険者と同一世帯で、被保険者が生計維持）
- ※詳しくは、ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合のホームページをご確認下さい。

Q 2 「収入」にはどのようなものが含まれますか。

- A 収入には給与収入（総支給額）のほか、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、株式配当、老齢・障害・遺族などの公的年金、企業年金、雇用保険の失業給付、傷病手当金、出産手当金を含みます。
- なお、自営業の場合は認定基準 Q 7 をご確認ください。
- また、収入比較において、配偶者が被扶養者でなく自営業の場合も同一基準です。

Q 3 配偶者が短期契約でパートを始めました。引き続き被扶養者に該当しますか。

- A 健康保険の被扶養者の年間収入の上限額は 130 万円（60 歳以上の方は 180 万円）で、かつ被保険者の年収の 1/2 未満で、税法上の上限とは異なります。このため短期間であっても、パー

トの契約内容（労働条件）の収入が月額 108,334 円（60 歳以上の場合は、150,000 円）以上となる場合は、被扶養者に該当しません。その場合は、被扶養者異動届を提出してください。
（例）4 月 1 日からの 6 か月契約で、収入見込が 13 万円／月の場合、6 か月では 130 万円に到達しませんが、年間に換算して認定しますので、当該期間は被扶養者になれません。
年度の途中で収入額が変更になる場合は健康保険組合までご相談ください。

Q 4 失業保険を受給の場合、削除となる基本手当日額はいくらですか。また削除日はいつですか。

A 雇用保険の基本手当受給により、基本手当の日額が、3,612 円（60 歳以上の方は 5,000 円）以上となる場合は、基本手当の受給を開始した日に削除となります。（給付日数に関係なく受給されている間は認定できません。）失業の認定日や基本手当の振込日ではありませんので、ご注意ください。

Q 5 公的年金（老齢・障害・遺族）や企業年金を受給している場合、扶養から削除となるのはいつですか。

A 年額 180 万円以上の年金額が支給される初回の振込日に削除となります。また、受給中の年金額が、改定等により 180 万円以上となった場合は、改定後の年金の初回振込日で削除していただくこととなります。

パート等で就業中の方が、年金を受給することにより合算した収入が 180 万円以上となる場合も同様に、初回振込日で削除していただくこととなります。

Q 6 別居をしている被扶養者への生活費の手渡しは認められないとありますが、やむを得ず手渡しで行っている場合は、被扶養者として認定できないのでしょうか。また、送金額はどれくらいか。

A 別居の場合は生計維持の実態がないと認定できません。生活費を手渡ししている場合や、送金の事実を確認できない方法で行っている場合、生計維持関係の確認できませんので被扶養者として認定できません。金融機関で発行される振込明細書など、第三者が見て、誰が誰宛てに、いつ、いくら支払ったのかが証明できる書類が必要です。

送金額は月最低 50,000 円以上を毎月定期的に送金していることで生計維持の実態があると判断いたします。

Q 7 自営業の場合、対象となる収入の範囲を教えてください。

A 自営業の収入は、その事業のための直接的必要経費（その費用なしに事業が成り立たない経費）を差し引いた残りの収入となります。たとえば、製造業の原材料費や人件費などの製造原価、卸売業や小売業の仕入代・これに必要な運送経費、サービス業の家賃・人件費、ピアノ講師のテキスト代などが挙げられます。地代家賃に関しては店舗と住居が同一であるときは店舗部分が明確に区分されている場合のみ必要経費と認定されます。

間接的経費（収入額から差し引くことができない経費）とは、その費用が事業収入に直結しているとは認め難い経費をいい、税法上の経費とは異なる取り扱いとなります。

認められる（直接的必要）経費・認められない（間接的）経費の一覧

○：直接的必要経費

×：間接的経費

売上原価	○	消耗品費	×
荷造運賃	○	租税公課	×
給料賃金	○	減価償却費	×
旅費交通費	○	福利厚生費	×
外注工賃	○	水道光熱費	×
通信費	○	利子割引料	×
地代家賃 (店舗と住居が同一で あるとき、店舗部分が 明確に区分されている 場合のみ認定)	○	広告宣伝費	×
		接待交際費	×
		損害保険料	×
		貸倒金	×
		修繕費	×
		雑費	×

※「確定申告書」と「収支内訳書」をご提出下さい。税務署の収受印（電子申請の場合は受信通知要）

注 1：税法上の控除（青色申告特別控除等）や減価償却費など、現金支出が伴わないものは経費として認められません。

注 2：農業収入についても上記に準じた取扱いとします。

注 3：確定申告書および決算書（内訳書）の控えは大切に保管してください。

経費が明確でない場合は総収入で判断します。

注 4：上記一覧表以外の経費等は実情に応じて判断します。

注 5：子供などを認定する際に収入を比較する場合も上記を参考にしてください。

Q 8 調査表の提出にあたり、被扶養者に該当しないとわかりました。どのような手続きが必要ですか。

A 調査表の「被扶養者でなくなった日」に該当しないと分かった日付を記入してご提出ください。
後日、被扶養者の削除の手続きについて健康保険組合よりご連絡いたします。

添 付 書 類

Q 1 添付書類は、全て原本が必要でしょうか。

A 内容が確認できるものであれば、「写し」でも構いません。原本でご提出いただいた場合は返却できませんので、ご了承ください。

Q 2 現在無職なのですが、添付書類は必要ですか。

A 添付書類は必要ありません。

ただし、昨年度（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月）まで収入があった場合は、調査表の備考欄に収入がなくなった時期と理由をご記入ください。

【（例）令和 4 年、令和 5 年〇月退職 、令和 4 年、令和 5 年〇月～産休中など 】

Q 3 学生でアルバイトをしている場合は、なぜ給与明細書が必要なのですか。

A 学生であっても、アルバイト等により得ている収入は所得になります。収入のある場合は学生証の写しと直近 3 か月（7 月～9 月）の給与明細書の添付をお願いします。

Q 4 就職したばかりで、給与明細書（直近 3 か月分）を用意することができません。どうすればよいですか。

A 1 か月分でも用意できる給与明細書がある場合は、給与明細書の写しと雇用契約書若しくは労働条件通知書の写しを添付してください。なお、雇用契約書は労働条件（賃金、勤務日数、社会保険加入の有無等）が確認できるものを添付してください。

給与明細書及び雇用契約書等のいずれも用意することができない場合や、事情を説明する必要がある場合に申立書（様式問わず）を同封ください。なお、申立書を確認し、別途書類の提出をお願いすることがあります。

Q 5 被扶養者名義の通帳を預かり、入金しているため、通帳に被保険者名の記載がありません。証明書類となりますか。

A 証明書類にはなりません。送金に関する証明は、第三者が見て、誰が誰宛てに、いつ、いくら支払ったのかが確認できるものでなければなりませんので、送金明細などをご準備ください。

Q 6 手渡しや被扶養者名義の通帳を預かり入金し、送金の事実を証明できない方法により行っていました。1～2 か月前から振込により送金を証明できる方法で送金しています。そのため 3 か月分の証明書類を用意できない場合は、どうすればよいですか。

A 送金の証明書類は被保険者が被扶養者へ継続的に仕送りしている額が認定基準を満たしているか、生計維持関係を確認するため添付が必要です。証明書類が 3 か月分用意できない事情等がある場合は、申立書（様式問わず）へ理由を記入し、客観的に扶養していることを確認できる書類（学生の場合、授業料の領収書や家賃の支払いなど）を添付してください。

Q 7 送金に関する証明書類（銀行の振込明細書・通帳のコピー等）が 3 か月分とありますが、1 か月分を紛失してしまった場合は、どうすればよいですか。

A 申立書へ送金に関する証明書類（1 か月分）が提出できない理由をご記入の上、紛失してしまった月の送金額をご記入ください。なお、今後においては調査時に必要書類の提出ができない場合は認定を取り消すことになります。

Q 8 送金は不定期ですが、大学の授業料や家賃等の費用を支払っています。それらがわかる書類を添付すれば、証明書類となりますか。

A 申立書（様式問わず）へ送金に関する内容を記載いただき、それらがわかる書類（授業料の領収書や家賃を支払っていることがわかる書類等）を添付してください。

Q 9 単身赴任をしています、送金に関する証明書は必要ですか。

A 単身赴任している場合、被扶養者は同居とみなされますので、送金に関する証明は必要ありません。調査表の備考欄に単身赴任中と記入して下さい。

Q 10 添付書類を取得するには時間がかかります。調査表だけ提出し、添付書類は後日提出でも良いでしょうか。

A 被扶養者資格の確認には添付書類が必要なため、すべての書類が揃ってからご提出ください。なお、提出期限までに提出できない場合は、必ず健康保険組合までご連絡ください。

そ の 他

Q 1 調査の結果は本人に連絡されますか。また、連絡はいつ頃になりますか。

A 調査の結果、認定基準に該当しない場合のみ、令和6年1月以降、被保険者宛てに随時ご連絡いたします。

Q 2 遡って削除された場合、どのような影響がありますか。

A 被扶養者の削除日は原則、事実発生日に削除することになります。遡って削除された場合、削除日以降は当健康保険組合の加入者ではありませんので、当健康保険組合の被保険者証で保険医療機関を受診されていた場合、被保険者宛てに医療費等の返還請求をさせていただくことになります。なお、返還された医療費は、受診日時点で資格を有する健康保険組合等に療養費として請求できます。

Q 3 被扶養者の削除の手続きをしていなかったのですが、どうしたらよいですか。

A 削除の手続きが漏れていた場合、事実発生日を調査表の「被扶養者でなくなった日」に記入してご提出ください。

後日、会社の人事を通して「被扶養者異動届」で削除申請をしていただきます。

その際に、現在加入の保険証のコピーを添付していただき、必ず当組合の保険証の返却が必要です。

Q 4 今回の調査で被保険者証は更新されますか。

A 今回の調査は被扶養者の認定状況を確認することが目的ですので、被保険者証の更新は行いません。

Q 5 被扶養者が就職して別の健康保険に加入していましたが、届出を忘れていました。被保険者証は使っていないので、届出は遅くなっても構いませんか。

- A 皆様から納めていただいた保険料の一部は、高齢者医療制度への納付金・拠出金として国へ収めています。この納付金は、被扶養者を含む加入者数により決められており、「被扶養者異動届」を提出しないと、本来払うべき金額より余計に負担することとなってしまいます。健康保険組合の健全な財政維持のためにも、被扶養者が資格を失った場合は、速やかに届け出をお願いいたします。

Q 6 調査表を毀損・紛失した場合は、再発行してもらえますか。

- A 調査表を毀損・紛失した場合は再発行しますので、健康保険組合（TEL：06-4397-3260）へ平日9：00～17：00に連絡をお願いいたします。
被保険者証の記号と番号、お名前をお伝えください。

以 上